

海外経済要録

米州諸国

◇米国、連銀貸出の弾力化等に関するレギュレーション

Aを改正

連邦準備制度理事会は4月5日、主として地方所在の中小加盟銀行に対する連銀の季節資金貸出の弾力化および連銀割引・貸付担保適格手形の範囲拡大を骨子とするレギュレーションAの改正を発表、4月19日から実施した。連銀の季節資金貸出弾力化措置は、1968年7月に発表された報告書「連邦準備銀行貸出制度の再検討」(いわゆるミッセル報告、43年10月号「資料」参照)の中で提案されたものの一つであり、適格手形の範囲拡大とあわせ昨年11月に同理事会が改正を提案し、以来各界の意見を徵していたものである。概要次のとおり。

(1) 連銀は、季節的な資金不足を全国的規模の金融市場(national money markets)で賄いえない加盟銀行(約2,000行、大部分が預金額50百万ドル以下)に対し、次の要領により貸し応じうるものとする。

イ. 貸出対象となる季節需資は、最低8週間継続するものとする。

ロ. 連銀貸出額は、季節需資が当該銀行の前暦年中の預金平残の5%超となる場合におけるその超過額の範囲内とする。

ハ. 貸出期間は90日以内とするが、これを超えてなお季節需資が継続する場合は、貸出期間を延長しうるものとする。

(2) 土地、建物、機械等の固定投資(permanent or fixed investment)にあてるために振り出された手形を、新たに連銀の割引適格および貸付担保適格とする(注)。

(注) 公定歩合による連銀貸出の形態には、①割引適格手形の割引(discount)と、②割引適格手形および国債等を担保とする貸付(advance)がある(連邦準備法第13条、第13条a)。従来、上記の固定投資にあてるために振り出された手形は割引不適格とされ(レギュレーションA、§ 201.3(a)(2))、かわりに公定歩合を少なくとも0.5%上回る歩合により同手形を担保とする貸付を受けるものとされていた(連邦準備法第10条b、レギュレーションA、§ 201.2(c))。今次改正により、同手形も割引適格となつたため、今後は連銀が同手形を公定歩合により割り引くことも、これを担保として公定歩合による貸付を行うことにもできることになったわけである。

◇米国、公定歩合および支払準備率を引き上げ

1. 連邦準備制度理事会は6月8日、ニューヨーク等10連銀が公定歩合を6.0%から6.5%に引き上げ、11日から実施することを承認した旨発表した。残るリッチモンド

およびカンザスシティ連銀についても、同様の引上げがそれぞれ11日および14日に承認された(実施日はそれぞれ12日および15日)。

本措置の趣旨につき同理事会では、「すでに上昇をみている短期金利の動向、最近の通貨・信用量の増勢ならびに一般物価水準の持続的上昇にかんがみ実施された」と説明している。

2. さらに同理事会は6月29日、ニューヨーク等11連銀が公定歩合を6.5%から7.0%に引き上げ、7月2日から実施することを承認(残るリッチモンド連銀についても同様の引上げが7月2日に承認され、即日実施)するとともに、2百万ドル超の純要求払預金に対する支払準備率を7月19~25日週の積立期間から0.5%引き上げる旨発表した。

上記両措置の趣旨につき同理事会は、「過度の増大を続いている通貨・信用量を抑えることを意図したもの」と説明している。

米国の支払準備率

(単位・%)

純要求払預金残高(注)	新準備率	旧準備率
2百万ドル以下分	8.0	8.0
2百万ドル超10百万ドル以下分	10.5	10.0
10百万ドル超1億ドル以下分	12.5	12.0
1億ドル超4億ドル以下分	13.5	13.0
4億ドル超分	18.0	17.5

(注) 純要求払預金(net demand deposit)とは、総要求払預金(gross demand deposit)から金融機関預金(ただし、外銀および米銀海外支店からの預金を除く)および取扱未済切手形を控除したもの。

◇米国連邦準備制度理事会、外銀支店等に対し準備預金積立てを要請

バーンズ連邦準備制度理事会議長は6月1日、外銀支店等(agency、米国内子会社等を含む)に書簡を送り、5月16日発表の加盟銀行に対する支払準備率変更(6月号「要銀」参照)の趣旨に沿って、対外借入れ、大口CD等の増加額につき所定の準備預金を任意の加盟銀行に預入するよう要請した。本措置は、インフレ抑制の実効を期する見地から、外銀支店等にも加盟銀行並みの規制を適用しようとするものであるが、形式的には法的規制ではなく、外銀支店等の自主的協力を求めるという形をとっている。概要次のとおり。

(1) 対外借入れ(本支店勘定、海外銀行からの定期預金受入れを含む)の基準残高(5月中平残)比増加分に対して8%の支払準備率を課する。ただし、当該外銀支店

等の総資産が10百万ドル以下の場合には適用しない。本措置は、8月16日～9月12日の準備積立期間(4週間)から実施する。

(2) 大口CDおよび銀行関連コマーシャル・ペーパーの合計額の基準残高(5月16日に終わる週の残高あるいは10百万ドルのいずれか大きいほう)比増加額に対して3%の準備率を課する。ただし、当該銀行の大口CD等残高が10百万ドル未満の場合には適用しない。本措置は、7月19～25日の準備積立期間から実施する。

なお、(1)、(2)により外銀支店等から所要準備相当額の預入を受けた加盟銀行は、その全額を連銀に再預入すべきものとされている。

◆米国連邦準備制度理事会、ファイナンス・ビルに対する準備率を設定

連邦準備制度理事会は6月18日、レギュレーションDを改正して、銀行が商品取引の裏付けのないファイナンス・ビル(商品取引の裏付けのある為替手形と同じように銀行引受けが行われるところから working capital acceptanceとも呼ばれるが、商品取引の裏付けがないため連銀割引不適格)の売却によって調達した資金を預金とみなし、これに新たに準備率を課することとし、7月12日に始まる準備積立期間から実施する旨発表した。本措置は5月16日に大口CD等に対する追加準備率の設定(6月号「要録」参照)が発表された際同時に提案され、以来各界の意見を徴していたものである。概要は次のとおり。

ファイナンス・ビルの残高に対して5%の基本準備率(basic reserve requirement)を課するとともに、5月16日発表の追加準備率(3%)の適用対象にファイナンス・ビルをも含めることとする。この結果、大口CD等にファイナンス・ビルを加えた合計額が、5月16日に終わる週の同残高あるいは10百万ドルのいずれか大きいほうを上回る場合には、その上回る部分に対し3%の追加準備率が課されることとなる。

◆米国、価格再凍結等の新物価対策を発表

ニクソン大統領は6月13日、価格の再凍結、農産物の輸出規制権限要請等を骨子とする新物価対策を発表した。本措置は「第3段階」(1月11日以降)の規制を大幅修正したものであり、凍結期間終了後に予定されている「第4段階」への過渡的な措置とされている。概要次のとおり。

(1) 生産者段階の未加工農産物を除くすべての商品・サ

ービスの卸・小売価格を最長60日間、6月1～8日の水準(注)以下に凍結、即日実施する(賃金、利子、配当は從来のガイドラインを据え置き、家賃も從来同様に規制対象外とする。ただし、配当については6月21日、別項のとおり規制が緩和された)。

(注) 同期間中に取引された商品・サービス(値引き販売等も含む)の10%以上に適用された最高価格。なお、同期間中に取引のなかった場合は、同期間に先だって取引の行われた最も近い7日間の上記水準とする。

(2) 凍結期間中に新たな賃金・価格等規制措置(「第4段階」)を策定する。その内容は、「第3段階」のガイドラインよりも厳しく、かつ強制力の強いものとなるう。

(3) 農産物の輸出規制権限、食品等の輸入関税の引下げないし撤廃の権限および政府備蓄物資の処分権限を大統領に付与するよう議会に要請する。

(4) 1月10日の価格に対し1.5%超の値上げを行った企業について、内国歳入庁(Internal Revenue Service)が徹底的な会計検査を行う。その結果、値上げがコスト上昇により正当化されない場合には、これを撤回させるものとする。

(5) 財政支出を抑制するため、インフレ的と判断される支出法案に対しては引き続き拒否権の発動も辞さない。

◆米国、金利配当委員会、配当規制のガイドラインを緩和

金利配当委員会(委員長、バーンズ連邦準備制度理事会議長)は6月21日、①73年中の1株当たり配当額を72年中の配当額の4%増以内とするという從来のガイドラインのほかに、②最近1事業年度中の1株当たり税引後利益に対する73年中の1株当たり配当額の比率を、68～72事業年度の平均配当性向(配当額/税引後利益)の範囲内とするという新たなガイドラインを追加、各企業が①、②のいずれかを選択しうる扱いとする旨発表した。

本措置の発表に際し、バーンズ委員長は「新ガイドラインによって多くの企業の大幅増配が可能となり、またとくに配当収入に依存している老齢者や未亡人の助けとなるとともに、増配に伴う税収増から連邦財政収支じりの改善にもつながろう」と述べている。

◆米国商務省、米国石油会社の対ソ貿易取決めを承認

米国商務省は6月1日、米国のオクシデンタル石油会社(産油量、世界13位)が本年4月ソ連政府と締結した長期貿易取決め(期間20年、往復約80億ドル)に対し、輸出

管理法に基づく承認(注)を与えた。この取決めは、西側企業の対ソ貿易取引としてはこれまでの最大規模のもので、その骨子は次のとおり伝えられる。

(注) 共産圏向け輸出は輸出管理法(Export Administration Act of 1969)上、商務省の承認を要する。

(1) オクシデンタル社は、今後20年間にリン酸肥料製造に用いる過リン酸約2億ドル相当分を毎年ソ連に輸出する。

(2) ソ連は同社の協力により、アンモニア年産400万トン、尿素同100万トンの能力を有するプラントを建設、そこで生産されたアンモニアと尿素を前記過リン酸と引換えに同社に引き渡し、世界各地への販売を認めること。

なお、本プラントの建設に要する外貨資金(400百万ドル)については、米国政府が同国輸出入銀行による180百万ドルの信用供与を認可したと報じられており、残額は米国市銀(180百万ドル)およびソ連の手元資金(40百万ドル)などでファイナンスされる模様。

◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は6月10日、公定歩合を5.75%から6.25%に引き上げ11日から実施する旨発表した。

本措置の趣旨についてBouey総裁は、「年初来年率約30%増という異例の急増を示している銀行貸出の抑制をねらったものであるが、同時にカナダおよび諸外国における短期金利の上昇をも考慮した」と説明している。

歐 洲 諸 國

◇英國、ロンドン手形交換所加盟銀行、基準金利を引下げ

1. ロンドン手形交換所加盟銀行6行のうちNational WestminsterおよびCouttsの2行は6月14日、その他の4行は同25日、それぞれ基準金利の0.5%引下げを発表した(実施はいずれも発表の翌日)。この結果、各行の基準金利は8.0%、7日の通知預金金利は6.25%(基準金利マイナス1.75%)、一流民間企業向け当座貸越金利は9.0%(基準金利プラス1.0%)となった。

2. National Westminsterでは、今回の引下げについて、「短期市場資金コスト低下の利益を顧客に還元するもの」と説明しており、短期金利の低下傾向に追随するとともに、最近低迷している貸出の伸長を図ったものと解されている。

◇英國、Hill Samuel と Slater Walker Securities の合併中止

英国大手マーチャント・バンクのHill SamuelとSlater Walker Securitiesは、さる4月26日合併の方針を表明していたが(5月号「要録」参照)、6月20日両社とも株主に対する合併提案を撤回する旨発表した。両社は共同声明においてこの理由につき、「交渉の過程においてwork-styleとpersonalitiesの面で基本的な相違が明らかとなり、合併の成果が危ぶまれるに至ったため」としている。

◇西ドイツ、マルクを切上げ

西ドイツ政府は6月29日、ドイツ・マルクをSDRに対し5.5%切り上げ即日実施することを決定した。

新基準相場は次のとおり。

1マルク=0.310580 SDR(従来1マルク=0.294389 SDR)

この結果、共同フロート参加国通貨に対するマルクの基準相場は次のとおり変更される(カッコ内は旧レート)。

100 フランス・フラン=57.9702 マルク
(61.1585 マルク)

100 オランダ・ギルダー=91.3977 ツ
(96.4245 ツ)

100 ベルギー・フラン=6.6173 ツ
(6.9812 ツ)

100 デンマーク・クローネ=42.4866 ツ
(44.8233 ツ)

100 ノルウェー・クローネ=44.6262 ツ
(47.0806 ツ)

100 スウェーデン・クローネ=58.5315 ツ
(61.7506 ツ)

◇西ドイツ、非居住者債務に対する最低準備率の適用を強化

1. ブンデスバンクは、6月26日の定期中央銀行理事会において、非居住者債務に対する最低準備率の適用を次のとおり強化し7月1日以降実施することを決定した。

対非居住者債務に対する増加額準備率(現行60%)に関し、同増加額計算の基礎となる基準残高(注)を25%削減する。

(注) 1971年11月の平残または1970年11月の平残の80%。

2. 今次措置は、非居住者債務に対する最低準備所要額の最近3か月における急減に関連してとられたものであり、これによりさしあたり約15億マルクの流動性吸収が

期待されている。

◇西ドイツ、短資流入規制を強化

西ドイツ政府は6月13日、対外経済法施行令を改正し居住者に対する債権の居住者から非居住者に対する有償譲渡を対外経済法第23条に基づく認可を要する扱い(ただし、年間合計5万マルク以内のものは認可不要)に変更することとし、即日実施することを決定した。

上記取引は、昨年7月以降報告義務が課され、銀行についてはブンデスバンクの moral suasion により事実上禁止されていたものであるが、今回認可制へ移行することにより、その実効を高めることを意図したものである。

◇フランス、市中貸出金利を引上げ

パリ国民銀行(La Banque Nationale de Paris)は6月8日、短期貸出基準金利を0.3%引き上げ(7.4→7.7%)、これに伴い商業手形割引利率は7.8→8.1%、当座貸越利率は9.45→9.75%にそれぞれ引上げ)、12日から実施する旨発表、他の市中銀行もこれに追随した。今回の引上げは昨年9月以降5度目の引上げ(累計引上げ幅1.6%)で、その水準はこれまでの最高(1969年10月、8.2%)に接近しつつある。

本措置は、市場資金の調達コスト増大および貸出準備制度上の所要準備負担等銀行収益圧迫を理由に採られたものである。

◇フランス銀行、金融市场介入方式を修正

1. フランス銀行は6月14日、金融市场介入方式の修正を発表し、6月21日(準備預金計算期間の初日)から実施した。措置の概要次のとおり。

(1) 第1種民間手形を対象とする7日もの、1か月もの、3か月ものの売戻条件付きオペを取りやめ(注1)、今後は買切りオペを中心資金供給を行う。

なお、翌日もの条件付きオペは補足的資金供給手段としての役割に限定して、これを継続する。

(2) 買切りオペ(注2)は入札方式で月1回程度のひん度で行う。

(3) 公共手形(大蔵省証券)を対象とする介入方式(翌日もの、7日もの、1か月もの、3か月もの、6か月ものの条件付きオペ)は従来どおりとする。

(注1) 1971年1月21日付けフランス銀行理事会決定によれば、第1種民間手形は、①特別法に基づく金融機関発行の中期証券、②国鉄発行手形、③再割可能な短・中期債権の流動化手形(銀行引受手形、国家契約金庫保証手形、輸出関係銀行保証手形、再割通格短期単名手形、フランス不動産銀行・クレディ・ナショナル・国家契約金庫で再割可能な一部中期信用手形)と定められているが、こ

のうち中期債および中期信用手形は従来どおり条件付きオペ方式による介入が続けられている。なお、このほかに第2種民間手形(割賦信用流動化手形、商業債権流動化手形、再割通格商業手形)があり、これは、フランス銀行が必要と認めた場合に限り例外的にオペ対象とされている。

(注2) 昨年12月13日以来、すでに第2種民間手形オペはほとんど条件付きオペ方式から買切りオペ方式に切り替えられている。

2. フランス銀行は、従来金融市场の流動性調節にあたっては、貸出準備率、預金準備率の変更を中心とし、日々のオペにより微調整を行ってきた。しかし、市中銀行が日々の資金不足は結局はフランス銀行の買オペによりファイナンスされるとして、あまりにもフランス銀行に頼りすぎ、十分な現金準備の裏付けなくして貸出を実行するきらいがあった。今次措置は、こうした仕ぶりを是正するためとられたものとみられる。

6月21日以降はフランス銀行が月々の資金需給を見通したうえ、政策的要素を織り込んで月1回程度の一定額の買切りオペを実行するにとどめることになったため、今後市中銀行がこれに基づき資金計画をたて、現金準備の状況に応じ、自己の責任において貸出を実行するという仕ぶりを強めるものと期待されている。

なお、翌日ものの条件付きオペを残したのは、月中において一時的に不測の資金ショートが生ずることもあるべしとの考え方からである。

◇フランス政府、経済見通しを発表

フランス政府は6月5日、1972年の国民経済勘定(実績)、1973年経済見通し(改訂)および1974年経済見通し(当初予測)を概要次のとおり発表した。

(1) 72年のGDP成長率は名目で11.5%、実質5.6%とE

フランスの国民経済勘定

(前年実質成長率・%)

	1972年		1973年		1974年	
	1971年	1972年	1972年	1973年	1973年	1973年
	9月6月	実績	9月6月	予測	予測	予測
国内総生産	5.2	5.3	5.6	5.8	6.2	5.6
消費	5.2	5.5	—	5.7	5.7	5.4
うち家庭	5.4	5.6	—	5.6	5.8	5.5
政府	1.6	—	—	5.7	3.2	4.2
粗投資	5.6	5.5	—	6.0	7.0	6.9
うち企業	5.8	5.2	—	6.2	6.5	7.8
家計	4.6	5.1	—	4.6	7.4	4.7
政府	5.8	6.3	—	6.7	9.1	5.9
輸出	8.1	7.1	—	11.2	13.3	11.9
(輸入)	(7.2)	(7.5)	(—)	(11.2)	(13.8)	(11.9)

C諸国の平均成長率(実質3.7%)をかなり上回った。これは、根強い資金上昇(72年前年比+12.8%、71年同+11.8%)や消費者信用の増大を映して消費が堅調を持続したほか輸出が海外景況の立直りもあって好調に推移したことなどを主因としている。

(2) 73年のGDP実質成長率は6.2%と前回予測(5.8%、昨年9月)に比し上方修正された。需要項目別にみると政府の財貨・サービス購入を除きいずれも前回予測を上回っており、とくに輸出好伸および民間設備投資の台頭が目だつ。

(3) 74年のGDP実質成長率は、5.6%と73年見通しを下回る見込み。これは、輸出が海外諸国の総需要抑制政策の効果により伸び率低下をみると見込まれるほか、個人消費も引締め効果の顕現からやや落ち着くとみられるためである。

◇イタリア、緊急リラ対策を実施

1. イタリア銀行は6月18日、債券担保特別短期貸付の高率適用金利を次のとおり引き上げ、翌19日から実施する旨発表した(カッコ内は旧レート)。

同貸付基準金利	5.5%(据置き)
第2回目貸付適用金利 ^(注)	基準金利(基準金利 プラス1.0% プラス0.5%)
第3回目	〃 (注) 同2.0%(同1.0%)
第4回目	〃 (注) 同3.0%(同1.5%)

(注) 市中銀行が第1回目の貸付を受けたあと、6ヶ月以内に第2回目以降の貸付を受ける場合に適用。

なお、割引歩合(4.0%または5.5%)、通常貸付歩合(3.5%)は据え置かれた。

2. また、イタリア政府は同日特別閣議を開催、次の措置を決定した。

(1) 債券の強制保有制度

市中銀行に対し、債券保有を1973年中は1972年末総預金残高の6%相当額以上(うち国債、地方公共団体債を同1%相当額以上)増加させることを義務づける。

(2) 海外からの信用享受方針

リラ買支えの必要に応じ、ECの短期信用供与取決めの発動(15.6億UC)、ニューヨーク連銀とのスワップの引出し(12.5億ドル)などにより信用を享受する。

3. さらにイタリア政府は6月22日、リラ防衛策を補強するため、フランス銀行および西ドイツ・ブンデスバンクとの間に、それぞれ4億UCの新規スワップ協定を締結した旨発表した。

4. これら一連の措置により、マネー・サプライの増加を招来することなく、公共部門、企業部門への長期安定

資金を確保して生産的投資の回復を促進する一方、市中銀行への短期貸出がリラ投機や思惑輸入に利用されるのを防止し(上記1.および2.(1))、あわせてリラ投機鎮静のための心理的効果をねらったもの(とくに2.(2)および3.)とみられる。

◇オーストリア、シリングを切上げ

オーストリア政府は7月2日、オーストリア・シリングをSDRに対し4.8%切り上げ3日から実施する旨発表した(新基準相場は1オーストリア・シリング=0.0423597 SDR、従来1オーストリア・シリング=0.0404196 SDR)。また、6月29日から閉鎖されていたオーストリアの為替取引所は3日から再開された。

今次切上げは、6月29日の西ドイツ・マルクの切上げ(「要録」別項参照)に追随し、インフレ対策の実効を確保するためとられたものである。なおオーストリアは、ECの共同フロート移行後シリング相場を共同フロート参加国通貨の動きにリンクさせてきたが、今後もこうした政策を続行するものとみられている。

◇オーストリア、インフレ対策を続行

オーストリア政府は、本年5月末を一応の期限として昨年末から実施していた一連のインフレ対策(47年12月号「要録」参照)を、若干修正・強化したうえさらに本年末まで延長することとし、そのための協定を5月30日、国民銀行および各界代表との間で締結したほか、その他必要な措置を探った。ただ、これまで連邦商工会議所と労働組合が締結していた賃金・物価引上げ自粛に関する協定(期限5月31日)の期限延長は行われず、上述の協定では、政府が関係団体に対し物価安定の努力を求める旨記すにとどめられた。

諸措置の概要は次のとおり。

- (1) 連邦政府は、財政引締め措置を従来同様に推進するほか、新たに州、市町村も引締め措置^{(注)1}実施に関する自主協定を連邦政府との間に締結する。
- (2) 市中貸出規制を73年まで延長する^{(注)2}。
- (3) 国民銀行は外国人からの観光収入に基づく流動性増加分を吸収するためのオペの実施期限を、当初予定の6月末から7月末に延長する。
- (4) 外資取入れおよび外国人に対する有価証券売却の抑制措置を強化継続する。
- (5) 建築貯蓄金庫に今年末まで新たなつなぎ融資、アパート建築融資を行わない旨義務づける。また外国人顧客との取引を制限し、住宅貯蓄組合契約書の締結および外国人に対する同契約書の譲渡は、ここ2年以上居

住者たる資格を有する外国人のみを対象とすべきものとする。

(注1) 具体的には、①州に帰属する連邦税の7%(約5億シリング)を連邦公債(Bundesschatscheine)のかたちで当面凍結する、②需要創出効果をもつ事業の発注は74年に繰り延べる、など。

(注2) ①貸出枠は、72年11月30日残高比年間平均12%増とする、②この間預金増加額の35~37%(部門によって相違)のみ貸出に向けることができる、③④による上限に達しない時は④による限度額の超過も可、とするもの。

◇オランダ、公定歩合を引き上げ

1. オランダ銀行は6月1日および27日、基準割引歩合(為替手形および政府証券の割引歩合)ならびにその他の割引・貸付歩合をそれぞれ一律0.5%引き上げる旨発表した(実施はいずれも発表の翌日)。この結果、同行の公定歩合は28日以降以下のとおりとなった(カッコ内は6月1日まで有効の旧レート)。

割引歩合

為替手形および政府証券	5.0%(4.0%)
約束手形	5.5%(4.5%)
当座貸越および担保貸付利子歩合	
個人・私企業向け	6.5%(5.5%)
その他向け	5.5%(4.5%)

2. オランダ銀行では、これらの2回にわたる引き上げにつき、「最近における海外金利の上昇に対処したものであり、今回の措置により先般来の短資の流出傾向をある程度抑えることができよう」とコメントしている。

◇ベルギー、過剰流動性吸収措置を延長

ベルギー国民銀行は6月上旬、期限切れ(5月末)となった国内流動性吸収に関する紳士協定(対象、商業銀行、民間貯蓄金庫、主要政府系金融機関、47年11月号「要録」、48年4月号「要録」参照)を、さらに延長することとし、対象金融機関との間であらためて紳士協定を締結した(期限9月末)。なお、今回は主要保険会社も対象に加えられたと伝えられる。

◇ノルウェー、一部貯蓄銀行の流動比率制度上の準備率を引き上げ

ノルウェー政府は、このほどノルウェー銀行の提案に基づき、南ノルウェー所在の貯蓄銀行(資金量10百万クローネ以上)に対する第1線準備比率(総債務額に対する手元現金、ノルウェー銀行への当座預金、郵便振替貯金、大蔵省証券合計額の比率)を6月1日から1%引き上げる(3.0→4.0%)ことを決定した。なお、資金量10百万クローネ未満の貯蓄銀行および北ノルウェー所在の貯蓄銀行は、従来同様対象外とされている。

本措置は、最近貯蓄銀行の貸出伸長が著しく(本年1~4月の貸出増加額は630百万クローネ、前年同期比+41.9%)、このままで年内の貸出増加額が政府見通し(貯蓄銀行の貸出増加額見通し1,650百万クローネ)を上回るおそれが出たため採られたものとみられる。

◇アイスランド・クローナ、変動相場制に移行

アイスランド中央銀行は6月15日、同日以降クローナの対ドル・レートを改め、ドル売買レートの上下限をそれぞれ1ドル=89.30クローナ、1ドル=89.00クローナとする旨発表した。同行は本措置発表にあたり、新レートが従来のセントラル・レート(1ドル=92.98クローナ)の上限を超えていることを指摘しており、また新規のセントラル・レートを設定していないことから、アイスランド・クローナは変動相場制に移行したものとみられる。

◇フィンランド・マルカ、変動相場制に移行

フィンランド銀行は6月4日、最近の米ドル為替相場の低落をながめ、当分の間、同行の米ドル売り相場を1ドル3.750マルカに、買い相場を3.722マルカにする旨発表した。

2月の通貨調整後、マルカのセントラル・レートは1ドル3.90マルカ(上限3.813マルカ、下限3.987マルカ)であったが、今回の措置により、マルカは実質的に変動相場制に移行したこととなる。

◇フィンランド、公定歩合引上げ等を決定

1. フィンランド銀行は6月14日、インフレ抑制および貿易収支の均衡回復のため、以下の措置を採ることを決定した。

(1) 公定歩合の1.5%引上げ(7.75→9.25%、7月1日実施)。

(2) 外資流入抑制措置(6月15日実施)

中・長期の対外借入れにつき、借入額の一定割合(ケース・バイ・ケース)を一定期間フィンランド銀行の特別勘定(利付き)に現金預託させる。

(3) 輸入抑制措置(6月15日実施)

おもに消費財の輸入にあたっては、輸入ユーザーンスを認めない(対象品目は輸入総額の約4分の1)(注)。

(注) 同様の措置は昨年6月まで実施されていたが、その後、期間6か月までの輸入ユーザーンスは自由となっていた。

2. フィンランド経済は71年のリセッションのあと、72年は公定歩合引下げ(8.5→7.75%、72年1月1日実施)、財政支出増大等金融財政両面にわたる景気刺激策のほか、海外景況の拡大もあって、個人消費、輸出の増大を

フィンランドの主要経済指標

	1970年	1971年	1972年				1973年				
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1月	2月	3月	4月	
鉱工業生産*(1970年=100)	100 (9.9)	104 (4.0)	113 (8.7)	107 (17.6)	107 (1.9)	107 (0.9)	118 (9.3)				
小売売上高*(1970年=100)	100 (9.9)	109 (9.0)	127 (16.5)	124 (17.0)	121 (9.0)	132 (21.1)	140 (26.1)	140 (8.5)			
失業者数*(千人)	41 (△33.9)	49 (19.5)	57 (16.3)	56 (27.3)	55 (14.6)	61 (17.3)	57 (7.5)	58 (3.6)	53 (△5.4)		
実収賃金(1964年=100)	164 (8.6)	185 (12.8)	205 (10.8)	193 (8.4)	208 (13.7)	212 (12.8)	211 (9.9)				
卸売物価(1949年=100)	297 (4.2)	312 (5.1)	338 (8.3)	327 (6.5)	335 (8.4)	341 (8.3)	351 (10.4)	363 (12.4)	367 (11.9)	372 (12.7)	
消費者物価(1970年=100)	100 (3.1)	106 (6.0)	114 (7.5)	110 (6.8)	113 (7.6)	115 (6.5)	117 (7.3)	118 (8.3)	120 (9.1)	121 (10.0)	
マネー・サプライ(十億マルカ)	3.44 (9.9)	4.03 (17.2)	4.97 (23.3)	3.95 (22.7)	4.27 (24.9)	4.41 (29.3)	4.97 (23.3)	4.63 (21.2)	4.76 (21.1)	4.64 (17.5)	
銀行貸出(十億マルカ)	18.79 (15.6)	21.75 (15.8)	25.59 (17.7)	22.32 (14.8)	23.29 (15.4)	24.11 (15.0)	25.37 (17.3)	25.92 (18.8)	26.47 (20.3)	27.07 (21.3)	
貿易収支(月平均)	輸出(fob、百万ドル)	192 (16.4)	196 (2.1)	246 (25.5)	261 (33.2)	230 (28.5)	243 (24.0)	253 (18.8)	275 (16.5)	350 (19.5)	
	輸入(cif、百万ドル)	220 (31.0)	233 (5.9)	266 (14.2)	249 (18.6)	264 (22.8)	278 (17.3)	283 (7.6)	336 (35.5)	307 (23.3)	
	収支じり(百万ドル)	△ 28 (△ 3)	△ 37 (△ 28)	△ 20 (△ 37)	△ 12 (△ 14)	△ 34 (△ 36)	△ 35 (△ 41)	△ 30 (△ 50)	△ 61 (△ 12)	43 (45)	
外貨準備(百万ドル)	480.2 (358.6)	714.5 (480.2)	757.8 (714.5)	809.4 (536.9)	804.5 (527.1)	851.6 (579.1)	757.8 (714.5)	713.4 (795.1)	729.9 (839.4)	663.6 (809.4)	633.3 (845.5)

(注) 1. *印は季節調整済み。

2. マネー・サプライ、銀行貸出は末残ベース

3. 貿易収支じり、外貨準備のカッコ内は前年同期(月)実額、その他は増加率(%)。

資料: OECD, Main Economic Indicators, IFS, フィンランド銀行月報。

フィンランドの政府経済見通し

(前年比伸び率・%)

	1971年	1972年	1973年見通し	1974年見通し
国内総生産	2.3	4.9	6.0	6.5
消費	3.3	5.3	5.5	6.0
うち個人	3.0	5.2	5.5	6.0
政府	4.5	5.4	5.5	5.5
固定資本形成	2.7	2.9	6.0	8.5
うち民間	2.9	1.5	7.5	11.0
政府	1.7	9.4	△ 2.5	△ 5.0
輸出	△ 1.1	15.1	11.5	10.0
輸入	△ 0.4	4.1	10.5	11.0

主因として急速な立直りを示した。しかしながら、最近では個人消費、輸出の堅調持続に加え民間設備投資も盛り上がるなどやや過熱の様相を呈しつつあり、そうした中で物価の騰勢が強まり、また本年に入り輸入が一段と増勢をみ、せっかく72年に縮小した貿易収支の赤字幅が再び拡大する気配をうかがわせている。

◆南アフリカ、ラントの対ドル・レートを切上げ

1. 南アフリカ政府は6月4日、ラントの金平価は据置き(金1オンス=29.75ラント)のまま、対ドル・レートを5%切り上げる旨発表した。これに伴い南ア準備銀行は6月5日、2月の米ドル切下げに際して設定した対ドル中心レート(1ラント=1.4193ドル)を同日以降1ラント=1.4900ドルに改め、ドル売買上下限レートをそれぞ

れ1ラントあたり1.4862ドル、1.4937ドルとする旨公示した。

2. 今回の対ドル切上げの背景につき、Diedrichs 蔵相は、「国内インフレーション抑制のため、米ドル軟化に伴って下落したラントの対外価値を、少なくとも本年3月19日の市場再開時の水準にまで戻すことを意図したもの」とコメントしている。

ア フ ィ ア 諸 国

◇第6回アセアン閣僚会議の開催

第6回アセアン(東南アジア諸国連合)閣僚会議は、4月16~18日パタヤ(タイ)で開催され、加盟5か国(注1)のほか、オブザーバーとしてラオス、クメールが参加した。なお、南北両ベトナムおよびビルマも招請を受けていたが、これら3国は出席しなかった。

同会議で採択されたコミュニケの概要は次のとおり。

- (1) 加盟各国はアセアンの機構強化を図るため、中央事務局の設置を決定した(設置候補地としては目下のところインドネシアが有力)。
- (2) インドネシア復興援助に共同で取り組むため、調整委員会を設けることに合意した。
- (3) 多国間通商交渉(新国際ラウンド——今秋本交渉開始の予定)において共同歩調をとることを約し、アセアン・ジュネーブ委員会(注2)で協力の方法を検討することとした。
- (4) 日本による合成ゴムの増産と輸出拡大がアセアン諸国の経済に重大な脅威を与えていた事実を確認し、適切な対策を探ることとした。

なお、次回会議はインドネシアで開催の予定。

(注1) アセアン(ASEAN)には、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポールおよびインドネシアが加盟。

(注2) アセアン・ジュネーブ委員会は、アセアン5か国の在ジュネーブ大使で構成される。73年4月設置。

◇香港、預金・貸出金利を引上げ

1. 香港の為替銀行協会(The Exchange Banks' Association)は、通知預金および定期預金の協定金利を0.75~0.875%引き上げることとし、6月14日から実施した。今回の措置は、最近の海外金利上昇傾向を背景とした短資流出などにより、預金がさる3月の金利引上げ後も減少を続けていた状況などに対処してとられたもの。

新預金金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

通知預金	5.0 (4.25)
定期預金	

3か月	6.0 (5.25)
6か月	6.25 (5.375)
1年	6.5 (5.625)

(注) 普通預金は3.5%のまま据置き。

2. 一方、これに伴って主要英系2行(香港上海、チャータード)では、貸出プライム・レートを6月14日から0.5%引き上げて8.0%とし、本邦為銀各支店もこれに追随した。

◇香港、家賃の一部凍結措置を実施

香港政府は、最近の家賃高騰が消費者物価の上昇(本年4月、前年比+15.8%)を拍車しているほか、外国企業の香港進出を阻害する懸念さえ生じているため、6月6日次のとおり家賃の一部凍結措置を実施した。

(1) 対象

家賃月額1,500香港ドル超の住宅(注)。

(2) 規制内容

6月6日現在の水準で向こう6か月間凍結し、違反者には4,000香港ドルの罰金を課する。

(注) 家賃月額1,500香港ドル以下の住宅については、70年5月以降家賃が統制されており、現在は年間上昇率が5%以内に抑えられている。なお、工場、オフィス等商業用建物および新築住宅は從来どおり規制対象から除外されている。

今次措置に続き、近く住宅家賃の総合的な規制法案を立法院に提出し、各種住宅家賃の年間上昇率を種類別に規制するとともに、家賃紛争を処理する特別の調停機関を設立する旨発表した。

◇シンガポール、マレーシア、変動為替相場制に移行

シンガポール政府は6月20日、①変動為替相場制の採用(同21日から実施)および②同国通貨とマレーシア通貨との等価交換の打切り(6月24日以降、従来は8月8日以降打切りの予定、6月号「要録」参照)を決定、またマレーシア政府も同22日、限定的変動為替相場制(介入上限を撤廃、下限は維持)の採用(即日実施)を決定した。

今次措置の背景等につき両国大蔵大臣は、①ドル不安を映じシンガポールでは過去3か月間、またマレーシアではここ数週間、相当額の米ドルを買い支えてきており、この間両国通貨の対米ドル相場は介入上限にはりついていたこと、②シンガポールではフロート中の日本および西欧主要国通貨に対し同国通貨が事実上切下げとなり、輸入物価の上昇をもたらしたこと、などを指摘したと報じられている。

◇タイ、米の輸出を全面的に禁止

タイ政府は6月12日、米の輸出禁止を決定、ただちに

実施した(既契約の政府ベース輸出2万トンを除く)。

同国では、昨年の干ばつによる不作から本年初来民間の米穀輸出に対する規制を強化してきた(注)が、フィリピン、インドネシア向けなどの輸出が依然増加し(73年1~5月中61万トン、前年同期比+17%)、国内消費米の枯渇すら懸念されるに至ったうえ、投機買い等による米価の急騰が消費者物価の上昇(73年1~2月、前年比+10.1%)を加速しているため、今回の措置をとったものとみられている。

(注) 本年1月、1件当たり300トン以上の米穀輸出について貿易省の個別認可を要するものとし(従前は同1,000トン以上)、次いで3月には、従来輸出量の25%とされていた政府納付割合(一定価格で買上げ)を同50%に引き上げた。

◇インド、公定歩合の引上げ等を実施

1. インド準備銀行は5月30日、公定歩合引上げをはじめとする一連の金融引締め措置を発表した。

本措置の概要、次のとおり。

(1) 公定歩合を6%から7%に引き上げる(5月30日営業時間終了時から実施)。

(2) 支払準備率を3%から5%に、純流動比率(注)を37%から39%に、それぞれ引き上げる(6月29日以降実施)。

(3) 商業銀行貸出の最低貸付利率を現行8.5%から10%に引き上げる(6月1日から実施)。ただし、食糧生産・輸出関連貸付等を除く。

2. 今次措置の背景としては、①昨秋来インフレ傾向が強まり、本年に入って食料品価格の高騰を主因に卸売・消費者物価の騰勢が一段と高まっていること(対前年同期比72年1~3月、卸売物価+5.2%、消費者物価+5.3%、73年1月各+9.0%、+11.6%)、②このところ銀行貸出が急増を示しており、これがインフレを助長する要因となったとみられること、③値上がりの著しい食料品については、銀行借り入れなどによる投機買いの盛行が伝えられていたこと、などの事情が指摘されているほか、④73年の同国向け援助額を決定する債権国会議(6月14~15日、パリで開催)を控えて、同国政府としては厳しい政策態度を打ち出す必要があったとのうがった見方をする向きもある。

(注) 純流動比率= $\frac{\text{商業銀行の流动資産} - \text{準備銀行借入}}{\text{預金総額}}$
同比率が所定比率を下回った場合には、その差1%ごとに準備銀行借入全額に対し公定歩合より各1%高(最高12%まで)の高率レートを適用。

なお、昨年8月來3回にわたり次のとおり純流動比率を引き上げていた。

72年8月	33 → 34%
11"	34 → 36%
73年3月	36 → 37%

共産圏諸国

◇第27回コメコン総会の開催

第27回コメコン(経済相互援助会議)総会は、72年に新たに加盟したキューバを含め、加盟9か国の党・政府首脳参加のもとに、6月5日から8日までチェコスロバキアのプラハで開催された。なお、準加盟国であるユーゴスラビアもコメコンとの協定に基づいて本会議に参加した。

今回の総会では、71年7月採択の「経済統合計画」の実施状況について種々の侧面から検討が加えられ、会議終了後次のような内容のコミュニケが発表された。

- (1) 加盟国は、社会制度、政治制度のいかんにかかわらず、平等、互恵、内政不干渉の原則に基づいて他国との経済関係をさらに発展させる用意があることをあらためて確認する。
- (2) 生産の多角的専門化と協同化に関し多くの協定が結ばれているが、こうした協定に基づいてとくに加盟国相互間の機械取引高は71~72年間(現行5か年計画の最初の2年)で28%増大した。
- (3) 最近、加盟国は消費財の増産に努力しており、加盟国相互間の消費財取引高は、71~72年間で26.5%増大した。総会は、良質の商品、新製品に対する国民の需要をいっそう充足するよう各国の注意を喚起した。
- (4) エネルギー、工業、農業、運輸などの部門における協力が進歩し、ソ連領内(キエムバエフスク)に年産50万トンのアスペスト選鉱コンビナートを建設することに関する一般協定が総会中加盟国間で締結された。
- (5) 加盟国の通貨・金融関係をさらに改善するため多くの措置が実施されているほか、前回総会の勧告に基づき加盟国の1976~80年の経済計画を相互に調整する作業が開始された。
- (6) 総会は、加盟国の高等専門学校、大学に発展途上国の青年を受け入れ、教育の機会を与えるため「発展途上国奨学基金」を設置するよう決議した。

◇コメコン銀行の活動状況

コメコン銀行(国際経済協力銀行)は、このほど1972年度営業報告書を発表した。それによれば、同行の業務は加盟国相互間の決済額増大、加盟国公認銀行(中央銀行もしくは外国貿易銀行)への貸出増などから引き続き拡大をみている。

まず、振替ルーブルによる加盟国相互間の決済額は、域内貿易の拡大(72年中10%増)を映じ、433億振替ルーブル

コメコン銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーピル)

資産			負債		
	1971年末	1972年末		1971年末	1972年末
現金・預け金 (うち預け金)	524 (513)	1,160 (1,150)	資本金・準備金 (うち払込済み資本金)	114 (105)	136 (120)
加盟国銀行への貸出	742	1,080	預金勘定 (うち定期預金)	1,050 (958)	1,885 (1,659)
什器・備品	0	0	借入金	84	195
その他資産	1	6	その他負債	7	16
合計	1,267	2,246	純益金	12	14
			合計	1,267	2,246

ブル(うち95%以上が貿易決済)と前年比10%増加した。こうした決済額の増加に伴い、振替ルーピルによる加盟国公認銀行への貸出は72年末現在798百万振替ルーピル、前年末比27%増と順調に伸び、また交換可能通貨による貸出も西側からの資本財輸入にかかる需資の増大を映じて著増した(72年中2.5倍)。この結果、72年末総貸出は1,080百万振替ルーピルと前年末比46%の大幅増加となつた。

次に預金動向をみると、72年末総額は1,885百万振替ルーピルと前年末比80%の急伸を示した。これは、ユーロ・ドラーの取入れに伴い交換可能通貨による預金が増加しているほか、上記振替ルーピルによる貸出分が超出国の預金勘定にかなり滞留していることによるものとみられている。

◇ソ連、米企業とのシベリア天然ガス開発協定に調印

ソ連政府と米国のオクシデンタル石油、エルパソ天然ガス両社は、6月8日モスクワでヤクーツク天然ガスの開発協定に調印した。本協定は開発の基本構想に関する合意にとどまり、今後日本企業の参加などに伴う協定の変更が十分予想される性格のものであるが、その骨子は次のとおり伝えられる。

(1) 本開発計画は、液化・精製プラント、ヤクーツク－ウラジオストック間3,600キロメートルのパイプ・ライン建設および20隻のLNGタンカー建造などからなる。

(2) 米国企業側は上記計画のうち液化・精製プラント、

パイプ・ライン等の建設資金として約20億ドルをソ連側に融資する。

(3) ソ連側は、1日最大20億立方フィート、25年間で約100億ドル(現在の市場価格換算)相当の天然ガスを米国側に供給する。

◇ソ連、西ドイツとの経済・工業・技術協力協定に調印

ソ連と西ドイツは5月19日、ボンで経済・工業・技術協力協定に調印した。同協定は調印と同時に発効し、有効期間は10年。その内

容は、両国が今後相互の利益増進を目的として生産設備の建設や技術・原料の供与等の面で協力を進めていくことをうたったもので、5月21日に発表された共同声明において、西ドイツ企業の参加によるソ連の鉄鋼コンビナート建設、ソ連国内資源の共同開発などの具体的な協力案件が示されている。

なお、ソ連が非共産圏国とこれはほど長期的かつ総合的な経済協力協定を締結したのは今回がはじめてである。

◇中国の保険会社、香港で元建生命保険の取扱いを開始

1. 中国の保険会社(2社、いずれも本店は北京)は、5月1日から香港支店で元建生命保険の取扱いを開始した。

同保険の内容は次のとおり。

使用通貨	元建香港ドル決済
保険金額	1,000元以上
保険期間	10年(保険料納付は当初8年間)
保険年齢	12歳から60歳まで
保険料	保険金1,000元当り一律年120元、8年間計960元
満期受領金額	保険金1,000元当り、保険年齢に応じ1,050～1,240元

2. 上記生命保険の取扱い開始は、香港の中国系銀行が本年初来金利引上げ(1月および3月)やテレビ宣伝などにより元建定期預金の吸収に努力していることとあいまって、中国の積極的な外貨取入れ態度を示すものとして注目されている。